３　その他の事項

1. 翌年度繰越事業

当年度から翌年度へ繰り越された事業は、継続費逓次繰越6件、繰越明許費62件

及び事故繰越2件となっている。

繰越明許費の主な理由は、年度末に国の緊急経済対策を活用するため、補正予算を計上したことや、地元及び関係機関との調整・協議に不測の日数を要したためである。

また、事故繰越の理由としては、伏木地区コミュニティ施設整備費において、施設内に開設する伏木図書館の備品製作等に不測の日数を要したため、御車山会館建設事業において、土蔵曳家工事の際、外壁の一部に剥落が生じたため、年度内に業務が完了できなかったことによるものである。

継続費逓次繰越の内容

（単位：千円）



　繰越明許費の内容

（単位：千円）







　事故繰越の内容

（単位：千円）



⑵　地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算の定めに従って行われていた。

⑶　一時借入金

予算に定められた一時借入金の借入れの最高額は12,000,000千円であり、借入額は

その範囲内であった。

⑷　歳出予算の流用

予算の費目流用は335件 1,076,075千円で、自然災害による被害への対応や補助　事業費の確定に伴う組替、各種修繕等のためであり、流用事由は適正なもので

あった。

⑸　予備費の充用

予備費の充用は7件 45,839千円で、主に自然災害による復旧修繕等のためであり充用事由は適正なものであった。